

きのくに自主防災



(紀の川市 防災リーダー会 研修会の様子)

第5号(平成20年6月号)

<発行元>

和歌山県自主防災組織情報連絡会事務局

(県庁総合防災課内)

〒640-8585和歌山市小松原通1-1

TEL:073-441-2271

~ 防災活動ひろば ~

新宮市における防災対策の取組みとして、県内では初めての試みであり、平成16年度から実施している一般家庭の家具転倒防止器具無料取付事業について紹介します。

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災では、死傷病者の約9割が家屋の倒壊による圧死や室内の家具等の転倒により怪我をされた方となっており、この教訓を踏まえ、住宅の耐震化については診断・改修費補助制度を活用し推進を図っているところです。しかし、住宅の改修には多額の費用がかかり、全ての建物を改修することは非常に難しい問題となっています。

そのような問題を考える中で、当市では防災の原則である『自助・共助・公助』のうち、自助について建物内の家具転倒防止を施すことにより、少しでも身の安全を図ることができることから防災対策事業の一環として制度化することとしました。

この制度は、65歳以上の高齢者のみの世帯や障害のある方が同居する世帯にかぎり、家具等の木製品を3カ所まで無料で固定させてもらう制度となっており、平成19年度までの3年間で約350世帯の取付を終了しています。



(テレビの転倒防止作業風景)

この制度をスタートさせた当初はシルバー人材センターに委託し、取付を行っていただ



(テレビの転倒防止作業風景)

ておりましたが、平成17年度からは防災対策課職員がご家庭を訪問し取付を行っています。その際、直接住民の皆さんに地震のお話をさせていただきながら、防災に対する意識高揚を図ることができ、非常に喜ばれております。

このように日頃から、住民の皆さんと直接接しながら自助の大切さや、地震発生時の家庭の防災対策、公の機関が出来ること出来ない事など、取付を行いながらコミュニケーションを図ることが出来るのも非常に有意義な時間ではないかと、いつも思っているところです。

地震災害はいつ起こるかわかりませんが、事前に備えることで少しでも被害を少なくすることができる減災対策を、まずご家庭から、そして行政と地域住民が両輪となって取り組むべきではないでしょうか。

原稿提供 : 新宮市

トピックス 防災・きのくに東西南北

紀の川市防災リーダー会の活動 (紀の川市)

紀の国防災人づくり塾修了者が積極的に活動している事例をご紹介します。

~~~~~

#### 1. 設立の経過

平成17年度に「紀の国防災人づくり塾」へ紀の川市内（平成17年11月に紀の川市が、町村合併により発足）旧粉河町から3名（内女性1名）、旧那賀町から1名、旧貴志川町から1名が受講し、平成18年度には旧那賀町から6名、旧桃山町から1名、旧貴志川町から2名（内女性1名）が受講し、紀の川市内に「紀の国防災人づくり塾」を修了した者16名が、日本防災士機構が実施する防災士試験に合格し、全員が防災士の認定を受けることができました。

防災士認定試験の情報交換等の交流の中から平成17年度修了者3名を中心に、町村合併で紀の川市が誕生したのを機会に、旧町単位あるいは個人で防災活動をしていたのを紀の川市として組織化し一緒にしたいと紀の川市危機管理消防課にご協力、ご支援を願い出たところ承諾を得て、「紀の国防災人づくり塾」修了者16名と個人で防災士の認定を受けた方3名にも賛同を得て平成19年9月21日に本会の設立総会を開催いたしました。

平成19年度の「紀の国防災人づくり塾」の修了者の多数が新たに入会していただき、現在、旧打田町8名（内女性1名）、旧粉河町5名（内女性1名）、旧那賀町12名、旧桃山町から1名、



旧貴志川町から5名（内女性1名）の31名の会員で活動しています。



（災害時救助に役立つロープの結び方等講習風景）

#### 2. 本会の目的と活動事業、計画

「安心、安全のまちづくり」のため、紀の川市、関係機関、団体と連携し、地域の防災リーダーとなり、市民の防災意識の高揚に務め、各地域の自主防災体制の推進を支援し、災害への備えの促進に協力を目的としています。

主な活動としては、自主防災組織の推進や、防災ボランティア活動の支援。市が主催する防災関係行事の応援。会員相互の交流と、防災知識の向上。関係機関及び団体との連携をすることですが、平成19年度は下半期からの活動となり、「紀の国森づくり基金活用事業環境・防災講座」の共催、「中央構造線活断層掘削調査の現地説明会」、「紀の川市防災研修会」、「和歌山大学防災カフェ」への参加協力を行いました。

平成20年度の事業計画としては、「市防災ジュニアリーダー育成講座」の後援、「県防災総合訓練・市防災総合訓練」への参加、新規会員加入促進、本会員独自の研修会実施、自主防災組織設立・活動への支援等を行っていきます。

#### 3. 今後の方針

「紀の国防災人づくり塾」あるいは日本防災機構の防災士認定講習会の受講を推進し会員を増やすとともに、防災に関連する専門知識を有する方（例：消防士、警察官を退職された方、医師、看護師、建築士、設計士の方等）にも加入いただき活動の幅を広くし市民の防災（減災）に役立つ活動を進めて行きたいと会員一同頑張っていますので、皆様方のご指導ご支援をお願いいたします。

原稿提供：紀の川市防災リーダー会 榎本邦彦様

## 潮岬区自主防災会の活動

### (串本町)

本州最南端の串本町潮岬区において自主防災会が積極的に訓練等の活動をしている事例をご紹介します。

潮岬区自主防災会は全体を統括する本部と災害に迅速に対応する10の地区防災会で組織されています。

東南海・南海地震による広域大規模災害が発生したとき、紀伊半島最南端に位置する潮岬は、救助・救援活動の大幅な遅れや最悪の場合孤立する恐れがあります。1946年12月21日発生の南海地震から61年が過ぎ潮岬では7割以上の住民が南海地震を知らない世代となっています。'04年9月5日の紀伊半島南東沖地震は「自然災害はいつでも発生しますよ」という警告でもあり防災に対する教訓となりました。昭和の南海地震と想定する東南海・南海地震を対比しながら事前対策を講じ被害軽減にむけた防災活動に取り組みます。

#### 日常の備え

水の確保は潮岬では最重要課題です。防災会発足の最初の取り組みは潮岬全域(個人所有を含む)で井戸の調査・点検・水質検査により飲料水に適合の24の井戸のうち3井戸について手押しポンプを設置(防災会2、個人1)しています。ただし井戸については地震による崩壊、水の枯渇、水位低下、濁りを考慮する必要があります。

潮岬に設置されている町水道タンク 2000 m<sup>3</sup> に自動遮断弁がつき、水道管破損の場合でも、約1800 m<sup>3</sup>の確保が可能となりました。しかし、断水が長期化すれば家庭の備蓄が重要となります。

「自分の命は自分で守る」その為に、食料・水(一人1日30)3日分の備蓄を家庭で始めることが防災の第一歩になります。

地震発生時の家屋倒壊を想定した負傷者の救出・救護・搬送訓練



(バルにて壁面撤去風景)



(木柱等の撤去風景)



(リーダーの指示風景)

### 訓練

災害を想定し、事態に迅速に対応できるようにする訓練の実施はかせません。3月4日東地地区で東南海・南海地震による被害がでたとの想定で東地地区防災会が救出・救護・搬送の訓練と、火災予防週間に合わせ串本消防本部と合同で東地地区住民を対象に初期消火訓練を実施しました。地域防災力は自助、共助が中心となる事の周知と一人一人の防災意識を高めることです。訓練の実施を区内放送で全地区に周知し、東地地区には広報を全戸に配布し訓練参加を呼びかけました。

又、被害家屋の組み立て、負傷者(人形)の救出など本格的な訓練を実施すると共に、情報の収集伝達を目的に現場・本部間でトランシーバーを使用し状況把握訓練も実施しました。

訓練は、災害への関心、防災意識の向上、東地地区住民の連携を深めることができました。引き続き各地区防災会の訓練を実施し、被害軽減にむけて組織の充実に取り組みたいと考えております。

#### 広報活動

広報活動は防災に関する様々な情報等や組織の取り組みを伝える事も重要な活動です。05年3月に全戸に地震、津波、台風、風水害、大雨、火災に関する行動マニュアル及び自主防災組織に関する資料も配布しました。更に潮岬区自主防災会広報誌「防災潮岬」を発行しており、現在42まで発行しております。

今後も潮岬区自主防災会の充実に図り、引き続き防災活動に取り組んでいきます。

原稿提供：潮岬区自主防災会様

## 自主防災組織「いなむらの輪」の活動 ( 広川町 )

広川町において自主防災組織が地域FM放送局と協力して活動している事例をご紹介します。

### 設立の経緯

自主防災組織「いなむらの輪」を結成したのは2005年5月です。

結成のきっかけは、有田郡湯浅町に地域放送局FMマザーシップが誕生し、地域に向けて地元情報を発信していました。

私はファンとして放送番組に地域の出来事など、各種情報を送稿していましたが、発生が切迫していると言う南海、東南海大地震が発生した場合、古い建物が密集し、迷路のような細い路地が入り組んでいる湯浅町では未曾有の被害が起きるであろうと常に感じていました。

せっかく安政の大地震に自らも津波に会いながら、貴重な稲むらに火を放ち生死をかけて、住民の命を救った「濱口梧陵」の地元でありながら、当時の地元における防災意識は、私から言わせればきわめて希薄でした。

こんな状況では多数の住民が命をうばわれる危険が大きい、その危険を少しでも軽減するにはどうすればよいのかと考えました。

そこで、FMマザーシップの坂口局長とも相談し、とにかく災害時には的確な情報が必要だ、しかし新聞では情報が住民に届くまで数時間もかかる、NHKなどからは確かに正確な情報が得られるのですが、肝心の地元の、それも路地裏単位の細かい情報、例えば「 食堂前の さんのお家が倒壊し、家族が下敷きになっていて救助を求めています。至急助けに行ってください」この様な情報を発信する事でどれほど地域の人々に貢献でき、また安心してもらえる事か、このよう思いで、そのころ地域FM局に出入りしていた仲間呼びかけて「いなむらの輪」と言う組織を立ち上げました



(放送中の様子)

### 組織の特徴と活動

組織は、他の自主防災組織と大きく違い、情報発信と収集に特化した防災組織です。

会員数は約10名とこじんまりですが、全員いつでも放送番組を運用できるようにと、マイクに向かい番組にも出ていますし、トランシーバーを使用して情報収集訓練も怠りなく、また、昨年夏の台風が串本沖合を通過したときは、会員が終夜放送を行い、気象情報を発信するとともに、他の会員は港の状況を現地から中継するなどの活動も行ってきました。

非常用発電機2.5キロワットも備品に加えて、来ては欲しくない災害ですが、いざと言うときは社員が手薄な放送局のスタッフに代わり、いつでも放送を担当する事が出来ます。

また、放送局自体が地元湯浅警察署や、たちばな養護学校と防災協定を締結しているのですが、わたしたち「いなむらの輪」も放送局の災害訓練にも加わり、養護学校と放送局との間の通信訓練、警察署とも無線による通信訓練も行っています。

有田市役所内にある「有田市役所防災プロジェクトチーム」とも連携を保っていて、非常時には警察から直接、市役所からリアルタイムの情報が得られる事から、これを直ちに放送を通じて住民の皆さんにお伝えし、少しでも減災と、住民の安心に役立ちたいと考えています。

今後は、各自主防災組織と横の連携も強化し、さらに活動の中身を濃くする必要があります。

各位のご指導をお願いいたします。

原稿提供：自主防災組織「いなむらの輪」 会長 井谷典生 様

## 和歌山県防災対策推進条例が制定されました！

平成20年4月1日に防災対策に関し、県民、自主防災組織、事業者及び県の責務等を明らかにするとともに、災害予防対策及び災害応急対策の基本となる役割を定め、防災対策を総合的かつ計画的に推進することとした「和歌山県防災対策推進条例」が施行されました。

### どうして、防災対策推進条例がつけられたのですか？

本県では、地球温暖化の影響により、大型台風などによる大規模な風水害の発生も懸念されています。また、東南海・南海地震や中央構造線による地震により甚大な被害が予測されています。これらの災害による被害を軽減するためには、本県の偉大な先人濱口梧陵の精神を受け継ぎ、県・市町村の防災対策だけでなく、地域や県民一人ひとりの防災対策を推進していく必要があります。このような背景や必要性から「防災対策推進条例」が制定されました。

### この条例の中で、自助、共助が重要となっているのはなぜですか？

災害から県民の命や暮らしを守るためには、県民一人ひとりの防災対策(自助)、地域での防災対策(共助)、県・市町村の防災対策(公助)が相互に連携して機能することが重要です。

この中で最も重要なのが、県民一人ひとりの防災対策(自助)です。この自助が機能しなければ、共助、公助は機能しません。たとえば、阪神・淡路大震災では、建物倒壊による死者のうち、約9割が約15分以内に、窒息などの原因で亡くなっています。このことから、住宅の耐震化や家具類の固定など自分の命を守る自助努力がまず第一に必要です。

次に重要なのが地域での防災対策(共助)です。この共助が機能しなければ、公助は機能しません。たとえば、阪神・淡路大震災では、倒壊家屋などから救出された方の約8割が家族や近隣住民に助けられています。このことから、隣近所、地域社会の人と人とのつながりの大切さが重要だと認識されました。

県の責務は、この自助、共助の防災対策を支援に努めるものと位置づけています。

**前文**

この条例を制定するにあたっての和歌山県の防災対策についての基本的な認識と、背景や必要性を前文として示しています。

**総則（第1条から第8条）**

**目的（第1条）**

防災対策を効果的に行うため、県民、自主防災組織、事業者及び県の共通の認識としての基本理念を定め、それぞれの責務・役割を明らかにし、総合的に推進することとしています。

**定義（第2条）**

条例全体を読みやすくするため、本条例で用いられる基礎的かつ重要な用語の定義を定めています。

**基本理念（第3条）**

防災対策の基本理念として、「自助」「共助」「公助」を基本とし、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村はそれぞれ相互に連携を図りながらその責務と役割を果たし、着実に実施することとしています。

**県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村の責務等（第4条から第8条）**

県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村の責務等として、基本理念にのっとり防災対策を実施する責務等を有し、それぞれ連携・協力しながら防災対策を実施していくことを定めています。

**災害予防対策（第9条から第36条）**

災害が発生するまでの備えとして、県民、自主防災組織、事業者及び県が行うことを定めています。

県民の役割      自主防災組織の役割      事業者の役割      県の役割

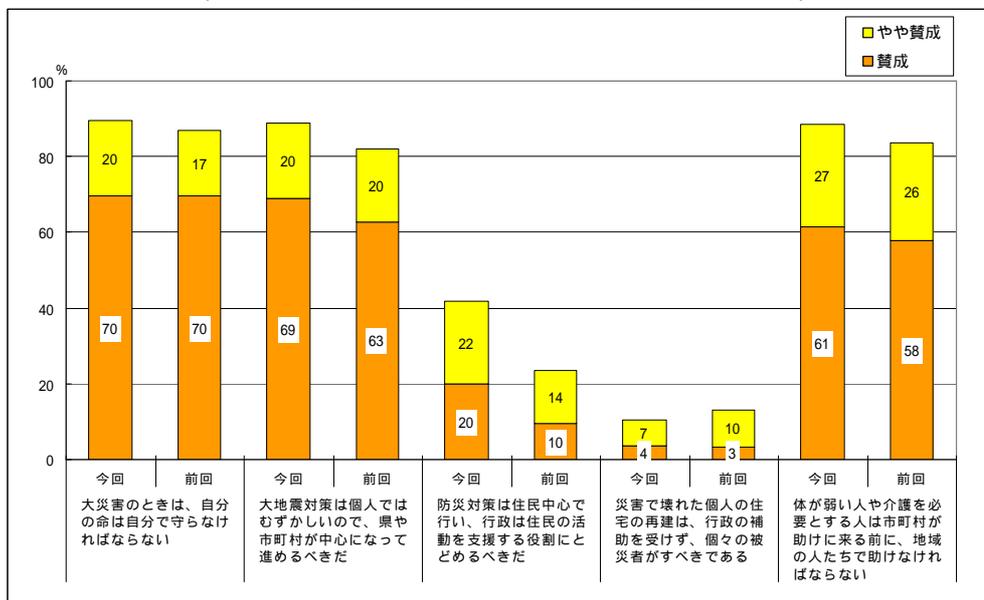
**災害応急対策（第37条から第44条）**

災害が発生し、または、発生するおそれがある場合に、県民、自主防災組織、事業者及び県が行うことを定めています。

県民の役割      自主防災組織の役割      事業者の役割      県の役割

県地震・津波県民意識調査（平成19年度）では、「防災対策は住民中心で行い、行政は住民の活動を支援する役割にとどめるべきだ」という自助中心の考えに賛成の人が4県平均で42%と、前回の24%から増加しました。条例の制定を契機にこういった意識をもっと高めていき、住宅の耐震化率、家具の固定率アップにつなげていきたいと思えます。

「自助、共助、公助の役割に対する考え方」  
（平成20年3月 4県共同地震・津波県民意識調査結果より）



## 「紀の国防災人づくり塾」受講者を募集しています！

平成20年度地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」募集案内

自主防災組織の中心的な担い手である地域防災リーダーを育成するため、防災に関する知識、技術を学ぶ講座を開設します。自主防災組織のリーダーをされている方、又これからリーダーになろうと考えている方はぜひご応募ください。

なお、本講座修了者には、「NPO法人日本防災士機構」が実施する「防災士資格取得試験」の受験資格が付与されますので、防災士資格取得試験の受験についてもお考え下さい。

### (1) 開催日時・場所

| 会場    | 開催場所                  | 開催日         | 時間    | 備考                      |
|-------|-----------------------|-------------|-------|-------------------------|
| 和歌山会場 | 和歌山市中央コミュニティセンター<br>他 | 8/24、9/21   | 10:00 | 開講日、閉講日については10:00～16:15 |
|       |                       | 10/5、10/26  | ～     |                         |
|       |                       | 11/16       | 15:45 |                         |
| 田辺会場  | 田辺市民総合センター<br>他       | 9/21、10/5   | 10:00 | 開講日、閉講日については10:00～16:15 |
|       |                       | 10/26、11/16 | ～     |                         |
|       |                       | 11/30       | 15:45 |                         |
| 新宮会場  | 東牟婁振興局                | 8/24、9/21   | 10:00 | 開講日、閉講日については10:00～16:15 |
|       |                       | 10/18、10/19 | ～     |                         |
|       |                       | 11/30       | 15:45 |                         |

### (2) 受講者の募集

- ・募集期間 平成20年7月7日(月)～平成20年7月25日(金)
- ・募集対象 和歌山県内に在住、在勤、在学の16歳以上で全講座出席可能な方
- ・受講料 無料(但し、防災士資格取得試験用の教本購入費¥2,000別途必要)
- ・募集人員 各会場100名。応募者多数の場合は、申し込み先着順とします。
- ・申込方法 受講申込書に必要事項を記入し、郵送、FAX又はe-mailで和歌山県危機管理局総合防災課まで申し込みをしてください。
- ・受講決定 申込者あて当課より連絡します。
- ・申込先・お問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県危機管理局総合防災課

TEL 073-441-2271 FAX 073-422-7652

e-mail [e0114001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0114001@pref.wakayama.lg.jp)

ま かい はじ \*注1

## 先ず隗より始めよ ~事務局より~

~いざというとき、すぐに職場にかけつけるために~

### 家庭の家具転倒防止

4月に引っ越しした総合防災課職員が自宅で家具の転倒防止等作業を行いました。

その中で、今回はタンスや食器棚の転倒防止について紹介します。

転倒防止に必要なものは基本的にホームセンターで手に入ります。L型金具、木ネジ、プラスドライバー等です。

壁が板張りだと問題ないのですが、壁が石膏ボード貼りの場合にはあまりネジがききません。そこで、40cm~50cm間隔で壁の中に入っている間柱にネジで固定するようになります。

しかし、壁の間にある間柱は外からは見えません。ドライバーの柄の部分で壁をトントンと叩いて音を頼りに間柱を探していきます。

間柱が見つかったらL型金具を木ネジで取付ます。これで作業完了！ 少しの手間で作業は終わります。

\*注1

先ず隗より始めよ：中国の故事で 遠大な事をするには、手近なことから始めよ。「事を始めるには、まず自分自身が着手せよ」「事を始めるときには言い出した人からまず始めよ」等の意がある。



(この食器棚を転倒防止します)



(音で間柱を探しています)

自分の命は自分で守る！

ぜひ皆さんも自分の家の家具の転倒防止を行ってください。



(L型金具取付完了！)

### 職場の家具転倒防止について

和歌山県もこれから県庁舎内のロッカー等の転倒防止を始めます。皆さんの職場でも是非行って下さい。

備えあれば憂いなし！

## 活動事例募集中！

自主防災組織関係者や紀の国防災人づくり塾修了者など、地域で防災活動に取り組まれている皆様の活動事例を本会報誌でご紹介させていただきたいと考えています。つきましては、皆様より活動事例を募集したいと思います。活動事例をご紹介いただける方がございましたらメール、FAX、郵送にて下記までお願いします。

なお、紙面の都合により、ご提供いただいた方すべての原稿を掲載できない場合や原稿を修正させていただく場合もございますが、予めご了承ください。字数等については、1200字程度でご検討いただければ幸いです。また、活動の写真もご提供いただけましたら、原稿とともに掲載したいと考えています。

### 記

- 1 提出先 和歌山県自主防災組織情報連絡会 事務局（和歌山県危機管理局総合防災課内）
- 2 提出方法 E-mail：[e0114001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0114001@pref.wakayama.lg.jp) FAX：073-422-7652  
郵送：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県危機管理局総合防災課 行き

**\*活動事例を会報誌に掲載させていただく場合に、県総合防災課からご連絡させていただく場合もございますので、住所、氏名、電話番号を必ずご記入のうえ、原稿をご提供いただきますようお願いいたします。**

**【お問い合わせ先】** 和歌山県危機管理局総合防災課 防災企画班 TEL：073-441-2271

この会報誌は和歌山県ホームページにも掲載されています。(カラー版)

URL：<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/bousai/jisyubou/jisyubou.html>